

あなたの老後の生活 想像できますか Q & A

カ ン タ ン

やさしい
年金講座(その94)

在職老齢年金について (60歳代前半)

Q

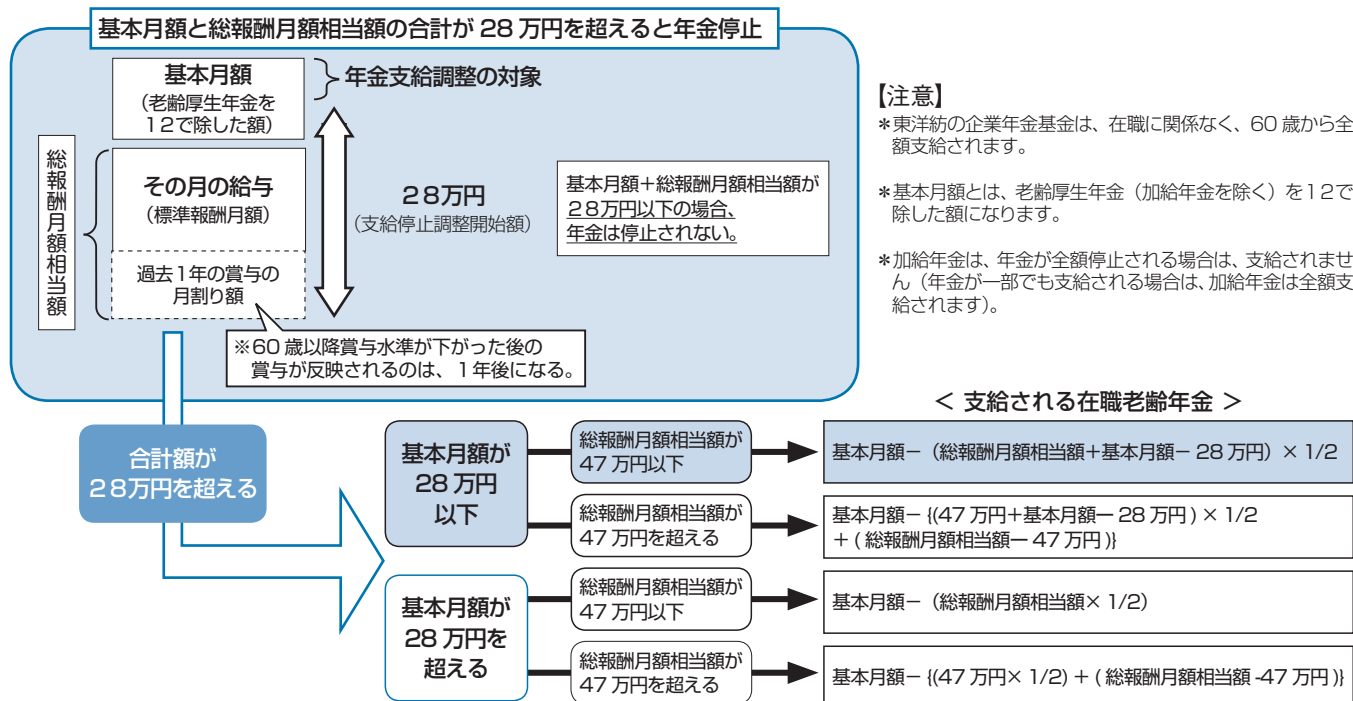
私は女性で8月に定年を迎え、定年後も引き続き会社に勤めることになりました。収入が月額28万円以下だと、国の年金が停止されないと聞きましたが、どのような仕組みなのでしょう？60歳以降の標準報酬月額が24万円で、60歳以降は賞与はありません。(過去1年間の賞与合計は180万円、年金額は年額120万円)

A

60歳以降、老齢厚生年金の受給権のある方が在職(厚生年金保険に加入)する場合、基本月額と総報酬月額相当額に基づいて年金の一部または全部が停止されます。(下記図を参照)

60歳～65歳までの間は、基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円に達するまでは、年金が支給停止されません。あなたの場合、基本月額10万円と総報酬月額相当額39万円(24万円+180万円÷12)の合計額が49万円のため、年金が全額停止されます。60歳以降、賞与がないとのことですので、1年を経過すると、総報酬月額相当額が24万円になり、年金額は月額7万円支給されます。

60歳代前半の在職老齢年金(60～64歳)*支給停止の対象になるのは、老齢厚生年金です。



◆在職中に支給される老齢厚生年金の早見表

(単位: 万円)

基本月額 (年金月額)	総報酬月額相当額 (標準報酬月額+過去1年の賞与の月割)						
	9.8万円	14.2万円	18万円	24万円	32万円	38万円	44万円
5万円	全額支給	全額支給	全額支給	4.5	0.5	全額停止	全額停止
10万円	全額支給	全額支給	全額支給	7.0	3.0	全額停止	全額停止
15万円	全額支給	14.4	12.5	9.5	5.5	2.5	全額停止
20万円	19.1	16.9	15.0	12.0	8.0	5.0	2.0

★総報酬月額相当額とは…

その月の標準報酬月額とその月以前1年間に受けた標準賞与総額を12等分した額との合計額です。60歳以降、賞与がない場合、現在の年収ベースが停止額に反映されるのは、約1年後になります。

H 26年

H 27年 60歳

	9月 …… 12月 ……	6月 …… 8月 ……	12月 …… 6月 ……
賞与	90万	90万	
標準報酬月額		24万	24万 …… 24万 ……
平成27年8月～ 総報酬月額相当額⇒39万	● 過去1年間の賞与 (90万+90万=180万) ● 総報酬月額相当額 ⇒ 24万+180万÷12 = 39万		
平成27年12月～ 総報酬月額相当額⇒31.5万	● 過去1年間の賞与 (90万) ● 総報酬月額相当額 ⇒ 24万+90万÷12 = 31.5万		
平成28年6月～ 総報酬月額相当額⇒24万	● 過去1年間の賞与 (0万) ● 総報酬月額相当額 ⇒ 24万		